



農政をめぐる情勢と話題

— 誰のための基本法改正か —

農的社會デザイン研究所 代表 菲谷 栄一

逃した? ラストチャンス

アが本格化しつつある中で

の基本法改正論議であり、
改正基本法の成立である。

率直に言って、今回基本

法改正は日本農業の危機を

打開していく最後のチャン

スであると見ていたが、こ

の絶好の機会が活かされる

ことなく終わってしまった

と理解せざるを得ない。

忌避された所得補償

担い手不足はきわめて深
刻であり、若者の就農を促
していくためには一定以上

の所得が安定的に得られ、

とはい、従来路線による

農政展開必至の中身だ。

この六〇年程の間に約三

割の農地が減少し、さらに

この二〇年程で農業従事者

は三分の二も減少。そして

現状、基幹的農業従事者に

占める七〇歳以上の割合は

六割弱に及び、その多くは

後高齢者となつた団塊世

代によつて支えられてい

る。その団塊世代のリタイ

りも盛り込まれてはいる。
しかしながら全体として
は既存の効率化・大規模
化への拘泥に変化はなく、
二五年ぶりの基本法の改正

とはいえ、従来路線による

農政展開必至の中身だ。

この六〇年程の間に約三

割の農地が減少し、さらに

この二〇年程で農業従事者

は三分の二も減少。そして

現状、基幹的農業従事者に

占める七〇歳以上の割合は

六割弱に及び、その多くは

後高齢者となつた団塊世

代によつて支えられてい

る。その団塊世代のリタイ

りも盛り込まれてはいる。
しかしながら全体として

は既存の効率化・大規模
化への拘泥に変化はなく、
二五年ぶりの基本法の改正

とはいえ、従来路線による

農政展開必至の中身だ。

この六〇年程の間に約三

割の農地が減少し、さらに

この二〇年程で農業従事者

は三分の二も減少。そして

現状、基幹的農業従事者に

占める七〇歳以上の割合は

六割弱に及び、その多くは

後高齢者となつた団塊世

代によつて支えられてい

る。その団塊世代のリタイ

とエネルギーを費やすこと
を考えると、合理的価格の
形成を横に置いてでも、所
得補償を優先すべきであつ
たのに、これを回避。先行
きの見通し獲得は困難だ。

付帯決議と改正法の落差

こうした問題を含めて国
会で論戦が行われたが、野
党提案はほとんど反映され

ることはなく、結果として
その多くは付帯決議として
明記されるにとどまつた。

これを見てみると、その前
文では「食料自給率は一度
も目標が達成されたことが
ない」との率直な反省が

書かれてゐる。そこで、その前
文では「食料自給率は一度
も目標が達成されたことが
ない」との率直な反省が

案には盛り込まれなかつた
ものの、その必要性、重要
性については与党も認めざ
るを得なかつたものと理解
されるが、まさにこれらの
多くは今後の日本農業のあ
る重要な課題ばかりだ。

なあわせて残念があつたの
が、基本法改正論議の中で
畜産が取り上げられるこ
とがほとんどなかつたこ
とだ。畜産の産出額は三、
五兆円（二〇二一年数値）
と農業産出額三九%を占
め、米・野菜を大きく上回
る。その畜産は酪農危機に
象徴されるように存続の危
機に晒されている。畜産の
将来を確保していくために
も、担い手の確保や農地・
草地の活用、耕畜連携等、
農業と畜産を一体化した議
論が展開されてしかるべき
特記しておきたい。

付帯決議を楯に働きかけ

このように積み残した重
要課題は多く、できるだけ
早くさらなる基本法の改正
に向けた動きが必要とされ
ることになる。付帯決議は

改正基本法そのものではな
く、法的な裏付けはないも
の、当分の間は「国会の

意思」としてこの付帯決議
を楯に、基本計画策定の中
で提案を繰り返していくこ
とによって日本農業の維
持・再生を働きかけていく

畜産には独特な問題も
あって別扱いにされてきた
歴史があつてのことと推測
されるが、農業の憲法とも
言われる基本法の改正であ
り、国会審議を通じて抱え
ている問題、構図を明らか
にし、まずは国民に実情を
知らせることが大事ではな
いか。

ほしかつた畜産論議

畜産には別扱いにされてきた
歴史があつてのことと推測
されるが、農業の憲法とも
言われる基本法の改正であ
り、国会審議を通じて抱え
ている問題、構図を明らか
にし、まずは国民に実情を
知らせることが大事ではな
いか。

またSDGsが叫ばれる
中、畜産が抱える屠畜や副
産物の処理等は、環境変化
等から原皮業者等の経営は
「瀕死の重傷」状態にあ
り、また困難化している施
設の更新や用地の確保等が
大課題になつてゐる。